

令和6年度 習志野市 償却資産(固定資産税)申告の手引き

所有者コードをお持ちでエルタックス等により申告される方は、
所有者コードの記入をお願いいたします。

申告書の提出期限 令和6年1月31日(水)

申告書の提出先

〒275-8601

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市役所 資産税課 償却資産担当 行

償却資産申告書在中

切り取って宛先として
お使いください。

※ 申告書を郵送で提出する方で「控」の返送を希望される方は
必ず返信用切手を貼った封筒を同封してください。

◆お問い合わせ先 ☎047(451)1151 内線 334◆

目次

I 償却資産（固定資産税）とは

- 1 償却資産とは..... - 1 -
- 2 償却資産の種類と具体例..... - 1 -
- 3 建築設備における家屋との区分..... - 1 -
- 4 申告が必要な資産..... - 3 -
- 5 申告の必要がない資産..... - 3 -

II 国税の取扱いとの主な違い - 4 -

III 償却資産の申告方法

- 1 申告義務者..... - 4 -
- 2 提出期限..... - 4 -
- 3 提出書類..... - 5 -
- 4 電子申告..... - 5 -
- 5 申告されない方、虚偽の申告をされた方..... - 5 -

IV 償却資産の課税について

- 1 評価額の算出方法..... - 6 -
- 2 税額の算出方法..... - 6 -
- 3 耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い..... - 7 -
- 4 耐用年数の短縮等に係る申告の取扱い..... - 7 -
- 5 課税標準の特例が適用される資産..... - 7 -
- 6 非課税となる償却資産..... - 7 -

V 記入例

- 1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方..... - 8 -
- 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方..... -10-
- 3 種類別明細書（減少資産用）の書き方..... -11-

I 償却資産（固定資産税）とは

1 償却資産とは

個人や法人で事業を行っている方（工場やお店などを経営されている、駐車場やアパートなどを貸し付けているなど）が、その事業の用に供することができる土地及び家屋以外の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（地方税法第341条第4号）

2 償却資産の種類と具体例

この区分にしたがって申告書及び明細書を作成してください。

資産の種類		具体例
1	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、緑化施設、その他土地に定着した設備
	建物 建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※詳しくは2ページをご確認ください。
2	機械及び装置	金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）その他産業機械及び装置等
3	船舶	客船、貨物船、油槽船、漁船、遊覧船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0,00～09」及び「000～099」、「9,90～99」及び「900～999」の車両)等 ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。
6	工具・器具 及び備品	ロッカー、応接セット、テレビ、ルームエアコン（壁掛型）、冷蔵庫、複写機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオンサイン、金庫、レジスター、工具、医療機器等

3 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

※ 詳しくは2ページ＜建築設備における家屋と償却資産の区分表＞をご確認ください。

家屋と償却資産の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

家屋と償却資産の所有者が異なる場合

賃借人（テナント等）が取り付けした内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人（テナント等）の償却資産として取扱います。

※ 「賃借人（テナント等）」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<建築設備における家屋と償却資産の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と償却資産の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
配管・配線等		○			◎	
避雷設備	設備一式	○			◎	
火災報知設備	設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 屋外の消火栓設備		◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等 上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		冷蔵・冷凍倉庫等における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

4 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、習志野市内に所在する事業の用に供することができる資産で次のいずれかに該当するものです。

- 下記の表「少額の減価償却資産の取り扱い」の○＝申告対象の資産
- 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取扱うもの
 - ⇒ 2ページ <建築設備における家屋と償却資産の区分表> 同じ場合 欄でご確認ください。
- 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- 資本的支出としての改良費
 - ⇒ 新たな資産の取得とみなしますので、本体とは別に申告が必要です。
- 遊休資産又は未稼働資産(いつでも稼働し得る状態にあるもの)
- 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- 福利厚生のに供するもの
- 賃借人(テナント等)が取り付けした内装・造作及び建築設備等の事業用資産
 - ⇒ 平成16年度の地方税法改正により、特定附帯設備については、事業の用に供することが出来る施設である場合に限り、取り付けした者(テナント等)を所有者(納税義務者)とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなして課税されます。但し、平成16年3月31日以前に設置されたものについては従前の取扱いが適用されます。
 - ⇒ 2ページ <建築設備における家屋と償却資産の区分表> 異なる場合 欄でご確認ください。

5 申告の必要がない資産

- 下記の表「少額の減価償却資産の取り扱い」の×＝申告対象外の資産
- 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 無形固定資産(特許権等)
- 繰延資産(開発費、社債発行費等)
- 棚卸資産

少額の減価償却資産の取り扱い

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却		○	○	○	○
中小企業特例(即時償却)※		△	○	○	
一時損金算入		×			
3年一括償却		×	×		
リース資産(ファイナンス・リース)		×	×	○	○

(○＝申告対象、×＝申告対象外、△＝条件付申告対象)

※ 平成18年4月1日以降に取得した資産のうち、国税で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用されるものであっても固定資産税では特例は適用されませんので、申告の対象となります。また、取得価額10万円未満の資産については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産のみが対象となります。

Ⅱ 国税の取扱いとの主な違い

項目	固定資産税(償却資産)	国 税
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法等から選択
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※1)	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	制度なし	制度あり
増加償却(※2)(法人税・所得税)	制度あり	制度あり
評価の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額1円
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	合算評価

- ※1 圧縮記帳は固定資産税においては認められていません。したがって圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額を記載してください。
- ※2 耐用年数の短縮及び増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。

Ⅲ 償却資産の申告方法

- ◇ 毎年1月1日現在の状況(償却資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など)について、資産の多少、増減の有無にかかわらず、申告が必要です。
- ◇ 申告が必要な資産を所有していない場合は「該当資産なし」申告をお願いします。

1 申告義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が申告義務者になります。(地方税法第383条)

なお、次の方も申告が必要です。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合は、貸主の方
- 所有権移転ファイナンス・リース取引の場合は、原則として借主の方
- 所有権留保付割賦販売の場合は、原則として買主の方
- 内装・造作及び建築設備等の事業用資産を取り付けた賃借人(テナント等)

2 提出期限

法定申告期限は、**令和6年1月31日(水)**です。

- ※ 申告書を郵送される方で、「控」の返送を希望される方は、必ず返信先を明記し、返信用切手を貼った封筒を同封してください。

3 提出書類

申告方法は■一般方式と■電算処理方式の2つの方法があります。提出書類が異なるのでご注意ください。

■ 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は習志野市で行います。

	提出書類			記入上の注意
	償却資産申告書	種類別明細書		
		増加資産 全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○※		※ 全資産の明細書を提出してください。
資産の増減がない方	○			申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加した資産のある方	○	○		増加資産の明細書を提出してください。
減少した資産のある方	○		○	減少資産の明細書を提出してください。
廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった方	○		○	申告書の備考欄にその事由を記入してください。 (例: 令和5年11月転出)
該当資産がない方	○			申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

■ 電算処理方式

独自の電算システム等により、全ての資産について申告者側で評価額及び課税標準額を計算したうえで申告する方式です。計算方法については6ページ<Ⅳ 償却資産の課税について>を確認してください。

	提出書類			記入上の注意
	償却資産申告書	種類別明細書		
		増加資産 全資産用	減少資産用	
初めて申告される方				※1 増加した資産がある場合は、「増加資産明細書」も提出してください。 ※2 減少した資産がある場合は、「減少資産明細書」も提出してください。
資産の増減がない方	○	全資産明細書		
増加した資産のある方 ※1	(注1)	○		
減少した資産のある方 ※2			○	
廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった方	○		○	申告書の備考欄にその事由を記入してください。 (例: 令和5年11月転出)

- (注1) 申告書には、資産の種類ごとに評価額(ホ)、決定価格(へ)、課税標準額(ト)を記入してください。
- (注2) 種類別明細書には、全資産一品ごとに1月1日現在の評価額及び課税標準額等を記入してください。

- ※ お送りした償却資産申告書は当市の電算入力票としますので、使用しない場合でも貴社償却資産申告書に添えて必ず提出してください。

4 電子申告

一般社団法人地方税電子化協議会が運営している地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用することで、償却資産の申告手続きがオフィス等のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAXヘルプデスク 電話番号: 0570-081459

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

- ※ 申告データ等の作成に係る操作方法等については、eLTAXホームページをご覧くださいか、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条に基づく過料を科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

Ⅳ 償却資産の課税について

1 評価額の算出方法

※ 一般方式で申告される場合は、評価額等を算出する必要はありません。

償却資産の評価は、償却資産の取得年月・取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × $\left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$	前年度評価額 × (1 - 減価率)

1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

初年度の評価額は、取得年月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

【注意】 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

2 税額の算出方法

全資産の評価額の合計額が課税標準額（決定価格）となります。

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（※ 課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）

※ 課税標準の特例の適用を受ける場合は、該当資産の決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

$$\text{※ 課税標準額 (1,000円未満切捨て)} \times \text{税率 (100分の1.4)} = \text{税額 (100円未満切捨て)}$$

※ 課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

3 耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正があり、減価償却資産の耐用年数表が変更されました。固定資産税（償却資産）においては、平成21年度分から、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、所有する該当資産について、改正後の耐用年数表に基づき申告することになります。

評価額の算出方法 ※ 電算処理方式で申告される方はご注意ください。

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産については、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して評価額を算出します。

【注意】 取得当初から耐用年数を修正する場合と評価計算が異なります。

種類別明細書の記載方法

該当資産の「摘要欄」に「省令改正 ○年 → ○年」と必ず記入してください。

《一般方式の場合 電算処理方式の場合》

増加事由が申告もれ又は移動などで、取得年月が平成19年12月以前の資産を種類別明細書に記入する場合はご注意ください。

《電算処理方式の場合》

過年度申告も含め、省令改正により耐用年数を変更した全ての資産に記入してください。

4 耐用年数の短縮等に係る申告の取扱い

次の事項に該当する資産をお持ちの方は、下記の書類を添付してください。

事項	国税における所轄	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認通知書（写）
増加償却	税務署長	増加償却の届出書（写）
陳腐化資産の一時償却	国税局長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書（写）
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

5 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条及び同法附則第64条（令和5年3月31日までに取得した資産）等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、「償却資産申告書」の「課税標準の特例 有・無」欄の「有」に○印をつけ、「種類別明細書」の摘要欄に「特例」と朱書きし、適用条項を記入してください。

また、これを証明する資料もあわせて提出してください。

令和5年度地方税法等の改正に伴い、対象となる中小事業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した機械・設備等について、取得した翌年度から固定資産税の特例措置が講じられます。取得時期は令和5年4月1日から令和7年3月31日で、賃上げ表明無しの場合は、3年間、課税標準を2分の1に軽減。賃上げ表明有りの場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備等は、5年間、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した設備等は、4年間、課税標準を3分の1に軽減されます。詳しくは償却資産担当までご連絡ください。

6 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を所有されている場合は、「非課税申告書」及び関係資料を提出していただきますので償却資産担当までご連絡ください。

V 記入例

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

1. 住所
原則として主たる事務所等の所在地を記入してください。それ以外の事務所等に納税通知書の送付を希望する場合は、その所在地を記入してください。

2. 氏名
氏名を記入し、フリガナをふってください。

前年前に取得したもの(イ)
令和5年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。この額は、前年度の申告書(二)の欄の額と同じです。

前年中に減少したもの(ロ)
令和5年1月1日以前に取得した資産で令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。この額は、種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。

前年中に取得したもの(ハ)
令和6年1月1日現在所有している資産で令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。この額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。

申告書提出日を記入してください。 令和 6 年 1 月 18 日

申告年度を記入してください。 令和 6 年度

受付印

千葉県習志野市長 宛て

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード 00080×××××

住所 (フリガナ) 〒275-0014 ナラシノシサギヌマ2チョウメ1バン1ゴウ 習志野市鷺沼2丁目1番1号 (電話 451局1151番)

2. 氏名 (フリガナ) マルマルマルケンセツ カブシキガイシャ ○○○建設株式会社 代表取締役 習志野一郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

4 事業種目 (資本金等の額) 建設業 (50 百万円)

5 事業開始年月 平成 5 年 4 月

6 この申告に回答する者の氏名 総務部経理課 習志野太郎 電話 451-1151

7 税理士等の氏名 習志野花子会計事務所 電話 000-0000

8 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)

9 増加償却の届出 有・無 (無)

10 非課税該当資産 有・無 (無)

11 課税標準の特例 有・無 (無)

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

13 税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法

14 青色申告 (有) 無

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	1 500 000	1 500 000			0
2 機械及び装置	16 500 000		4 500 000	000	21 000 000
3 船舶					0
4 航空機					0
5 車両及び運搬具					0
6 工具、器具及び備品	10 000 000	2 200 000	1 580 000	000	9 380 000
7 合計	28 000 000	3 700 000	6 080 000	000	30 380 000

15 習志野市内における事業所等資産の所在地

①習志野市 鷺沼2丁目1番1号

②習志野市 鷺沼1丁目1番1号

③習志野市

16 借用資産 (有・無) (無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 (借家)

18 備考(添付書類等)

計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
((イ)前年前に取得したもの)-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したのものによって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

評価額(ホ)・決定価格(ヘ)・課税標準額(ト)
一般方式による申告の場合は記入の必要はありません。但し、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、記入してください。また、課税標準額の合計は切り捨てず、決定価格と同額を記入してください。

納税通知書中「整理番号」または同封の登録資産一覧(参考資料)で確認が取れましたら記入してください。

4. 事業種目(資本金等の額)
事業の種目を具体的に記入してください。法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5. 事業開始年月
個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。

6. この申告に回答する者の係及び氏名
この申告について回答される方の所属名、氏名及び電話番号を記入してください。

7. 税理士等の氏名
経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

該当するものに○をつけてください。8から12までが有の場合、以下の書類を添付してください。

8. 9. 短縮耐用年数の承認又は増加償却の届出
国税局長又は税務署長の承認を受けたことを証する書類の写し

10. 非課税該当資産
非課税申告書及び非課税に該当することがわかる書類等

11. 課税標準の特例
課税標準の特例に該当することがわかる書類等

12. 特別償却又は圧縮記帳
特別償却又は圧縮前の取得価額のわかるもの

15. 市内の事業所等の資産の所在地
習志野市内の事業所等資産の所在地を記入してください。また、2件以上の事業所等の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲ってください。

事業所等の所在地が1ヶ所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合には、本欄の記入の必要はありません。

16. 借用資産(有・無)
借用資産の有無について該当するほうを○で囲ってください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称、住所等を記入してください。

17. 事業所用家屋の所有区分
事業所用家屋の所有区分について該当するほうを○で囲ってください。

18. 備考(添付書類等)
次のような事項を記入してください。
①前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動事由(商号変更等)、異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項。
②廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった場合は、その旨。(例:令和5年11月 転出)
③合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等。
④非課税資産、課税標準額の特例適用資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称。
⑤資産の増減がない場合は、その旨。(例:増減なし)
⑥該当資産がない場合は、その旨。(例:該当資産なし)
⑦その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

第二十六号様式別表一

所有者コード		所有者名		課税標準額		1枚のうち	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	課税標準額の特例	価額	枚目
01	2	溶接機	1 5 05 06	4500000	10		1
02	6	ルームエアコン(壁掛型)	4 4 30 08	1200000	06		1
03	6	テレビ	1 5 04 12	380000	05		1
小計				6080000			

1. 所有者コード
納税通知書中「整理番号」や同封の登録資産一覧(参考資料)で確認が取れましたら記入してください。

2. 申告年度
申告年度を記入してください。

3. 所有者名
氏名又は名称を記入してください。

4. ページ数
「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数をつけてください。

5. 資産の種類
下記の資産の種類に該当する番号を記入してください。
「1. 構築物」
「2. 機械及び装置」
「3. 船舶」
「4. 航空機」
「5. 車両及び運搬具」
「6. 工具、器具及び備品」

6. 資産コード
記入する必要はありません。

7. 資産の名称等
資産の名称及び規格等を記入してください。

8. 数量
資産の数量を記入してください。数量が1,000以上のときは「1999」と記入してください。

9. 取得年月
資産を実際に取得した年月を記入してください。なお、年号については、下記に該当する数字を記入してください。
「2. 大正」
「3. 昭和」
「4. 平成」
「5. 令和」
※ 令和6年1月1日に取得した資産については令和5年の12月を取得年月としてください。

10. 取得価額
当該資産の取得価額を記入してください。なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による仕簿記帳については、固定資産税の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

11. 耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2及び第5から第6までに掲げる法定耐用年数を記入してください。なお、中古資産については、原精耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入し、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。
※ 「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

12. 増加事由
該当する事由の番号を○で囲んでください。
「1. 新品取得」
「2. 中古品取得」
「3. 移動による受入」
「4. その他」

13. 摘要
当該資産について、次のような事項を記入してください。
①非課税資産又は課税標準の特例がある資産について、その適用条項。(例:法第349条の3第1項)
②取得年月が平成19年12月以前の資産について、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した場合。(例:省令改正〇年→〇年)
③短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。(例:短縮)
④中古資産の原精耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。(例:中古)
⑤増加償却を行っている資産については、その旨の表示。(例:増加償却)
⑥他の市区町村からの移動により受け入れた資産については、移動の年月。
⑦資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示。(例:令和5年度申告漏れ)
⑧その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

記入する必要はありません。但し、電算処理方式により全資産申告を行う場合や、課税標準の特例の適用がある場合は記入してください。

3 種類別明細書（減少資産用）の書き方

第二十六号様式別表二

所有者コード		所有者名		取得価額		耐用年数		申告年度		1枚のうち	
資産の種類	抹消コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	数量	年号	月	減少の事由及び区分	枚目
01	1	看板	1 4 27 11	1500000	10	27	1	2	7	1・2・3・4	1
02	6	パソコン	4 4 30 06	1000000	04	31	1	2	3	3・4	1
03	6	応接セット	1 5 04 08	1200000	05	05	1	2	3	3・4	1
04										△△△建設(株)へ売却	1
小計				3700000							

1. 所有者コード
納税通知書中「整理番号」や同封の登録資産一覧(参考資料)で確認が取れましたら記入してください。

2. 申告年度
申告年度を記入してください。

3. 所有者名
氏名又は名称を記入してください。

4. ページ数
「種類別明細書(減少資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数をつけてください。

5. 資産の種類
下記の資産の種類に該当する番号を記入してください。
「1. 構築物」
「2. 機械及び装置」
「3. 船舶」
「4. 航空機」
「5. 車両及び運搬具」
「6. 工具、器具及び備品」

6. 抹消コード
同封の登録資産一覧(参考資料)で表示されている該当する資産番号を下5桁で記入してください。

7. 資産の名称等
前年中に減少した資産の名称等を記入してください。

8. 数量
前年中に減少した資産の数量を記入してください。

9. 取得年月
前年中に減少した資産の取得年月を記入してください。なお、年号については、下記に該当する数字を記入してください。
「2. 大正」
「3. 昭和」
「4. 平成」
「5. 令和」

10. 取得価額
減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

11. 耐用年数
当該資産の耐用年数を記入してください。

12. 申告年度
当該資産について最初に申告した年度を記入してください。

13. 減少の事由及び区分
当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。
①当該資産が減少した事由について記入してください。
・売却:売却先の名称等
・移動:受け入れ先の所在地等
②その他:減少の事由等を記入してください。その他の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。
(例)当初取得価額200万円(数量8)のうち100万円(数量4)分減少(数量4)分減少
③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

14. 摘要
当該資産について次のような事項を記入してください。
①当該資産が減少した事由について記入してください。

償却資産を業種別に例示すると次のとおりです。

※ 詳しくは1ページから3ページ「Ⅰ 償却資産(固定資産税)とは」をご確認ください。

各業種 共通するもの	駐車場設備(自転車・自動車)、受変電設備、舗装、屋外埋設物(下水道管・ガス管など)、門扉、フェンス、看板、ネオンサイン、広告塔、ルームエアコン、パソコン、レジスター、金庫、応接セット、ロッカー、コピー機、簡易間仕切など
-----------------------	---

建物を賃借されている方が施したもの	外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、建具など
-------------------	-------------------------

業種	主な償却資産
小売業	冷凍庫、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機など
事務系	タイムレコーダー、事務机、イス、ファクシミリなど
料理飲食店業	食器洗浄機、製氷機、カラオケ機器、冷蔵庫、接客用家具など
理容・美容業	パーマ器、消毒殺菌機、サインポール、理・美容用椅子、洗面設備、タオル蒸器など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ・プレス機、ビニール包装設備、給排水設備など
不動産貸付業 (アパート経営など)	受変電設備、舗装、フェンス、側溝、外灯、駐車場設備(自転車・自動車)など
製パン業、製菓業など	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機など
駐車場事業	舗装、フェンス、照明等の電気設備、駐車場装置(出入口ゲートなどの機械)など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など
工場	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機、受変電設備など
自動車整備業、 ガソリンスタンド	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下タンク、自動販売機、独立キャノピーなど
木工・鉄工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工・鉄工スライス盤、カンナ機、旋盤、ボール盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機、受変電設備、研磨盤など
農業・漁業	トラクター、コンベアー、漁船、漁網、船外機など
建設業	油圧シャベル、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
病院・医院	レントゲン機器、ファイバースコープ、消毒殺菌機、手術用機器、歯科診療機器など

習志野市ホームページアドレス

<http://www.city.narashino.lg.jp/>

○ 償却資産については

